

# 令和5年度 第4回高田区地域協議会 次 第

(会 議) 日時：令和5年7月18日(火) 午後6時30分  
会場：福祉交流プラザ 第1会議室

- 1 開会
- 2 議題等の確認
- 3 報告  
(1) 旧北本町ガス供給所地下水水質調査について
- 4 議題  
(1) 地域独自の予算について  
  
(2) 地域活性化の方向性について  
  
(3) 令和5年度地域協議会の活動計画について
- 5 事務連絡
- 6 閉会

【次回協議会 8月21日(月) 午後6時30分～：福祉交流プラザ】

【次々回協議会 9月19日(火) 午後6時30分～：福祉交流プラザ】

## 令和5年度 旧北本町ガス供給所地下水水質調査結果について

平成29年度に実施した北本町ガス供給所構内の土壌調査において、特定有害物質が基準値を超過した値で検出されました。当該地については、周辺環境に飲用井戸がないことや、敷地内への立入制限を行っていることから、直ちに住民の皆さまへの健康被害を生じる状況にはありませんが、ガス水道局では、土壌内汚染が拡散していないことを監視するため、継続的に地下水の水質調査を実施しております。

今回実施いたしました結果、4か所全ての地下水観測井戸で地下水基準値を超える有害物質は検出されませんでした。

## 記

## ○調査結果の概要

1. 所在地 北本町2丁目7番1号
2. 施設名 旧北本町ガス供給所
3. 検査機関 一般財団法人上越環境科学センター
4. 調査箇所 敷地内の地下水観測井戸4か所
5. 試料採取日 令和5年5月24日(水)
6. 調査結果 地下水観測井戸(No.1~No.4)

調査項目名	検出値	地下水基準値
ベンゼン	0.001 (mg/L) 未満	0.01 (mg/L) 以下
シアン化合物	0.1 (mg/L) 未満	※検出されないこと
水銀及びその化合物	0.0002 (mg/L) 未満	0.0005 (mg/L) 以下
鉛及びその化合物	0.005 (mg/L) 未満	0.01 (mg/L) 以下

※「検出されないこと」とは、その結果が定量限界(0.1 mg/L)を下回ることをいう。

## ○今後の対応について

敷地、構内は、引き続き立入禁止区域とし、関係者以外の立ち入りを禁止します。

令和 5 年 6 月 30 日

関係町内の皆様へ

上越市ガス水道局

**今後の旧北本町ガス供給所の地下水の水質調査について**

日頃、当市ガス水道事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

局では、平成 27 年度から、旧北本町ガス供給所敷地内の土壌溶出量試験で検出された有害物質に係る地下水の汚染状況の監視を目的とし、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）に準拠した水質調査を自主的に実施してまいりました。

調査結果は、これまでの報告のとおり全て基準値以下であることから、現在のところ地下水の汚染はないことを確認しております。

つきましては、令和 5 年度及び 6 年度の水質調査を下記のとおり実施し、基準値を超えるおそれがないと判断した場合は、令和 6 年度をもって調査を終了する予定としておりますので、ご理解をお願いします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

## 記

**1 水質調査の実施方法**

調査箇所：敷地内の地下水観測井戸 4 か所・・・(変更なし)

調査項目：ベンゼン、シアン化合物、水銀及びその化合物、  
鉛及びその化合物・・・(変更なし)

調査回数：年 4 回（令和 4 年度までは年 1 回）

ガイドラインでは、水質調査を 5 年以上継続し、かつ、直近の 2 年間に於いて年 4 回以上実施し、今後、基準値を超えるおそれがない場合は調査を終了することができることとされています。

令和 5 年度、6 年度に各々年 4 回の調査を実施し、今後、基準値を超えるおそれがないことを確認した場合、調査を終了するものです。

**2 調査結果の報告**

調査の都度、結果を報告します。

**3 その他**

調査結果を受けての判断は、改めてお知らせします。

担当  
上越市ガス水道局 施設課  
ガス供給係 富田、桶谷  
電話 025-522-5517

# 区域内措置優良化ガイドブック

## (改訂版)

—土壌汚染対策法に基づくオンサイト措置及び原位置措置を適切に実施するために—

令和2年4月

環境省 水・大気環境局 土壌環境課

## このガイドブックを使用するに当たって

土壤汚染対策法は、平成 15 年 2 月 15 日に施行され、平成 31 年 4 月 1 日には第二次改正土壤汚染対策法が全面施行されています。

平成 22 年の第一次改正土壤汚染対策法の施行に当たっては、「掘削除去の偏重の解消」や「汚染土壤の不適正処理による汚染の拡散の防止」が盛り込まれ、現場内部での土壤汚染対策の実施の推進を図りました。また、第二次改正土壤汚染対策法においては、「土壤汚染状況調査の実施対象の拡大」が図られていることから、今後もそのようなケースが増加するものと考えられます。

掘削除去による汚染土壤の搬出・処理については、汚染土壤処理業者に委託しなければなりません。現場内で実施される措置（区域内措置）の実施に当たっては、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づいて実施されることとなります。

本ガイドブックは、区域内措置を実施するために必要なポイントについて土壤汚染対策を実施する方々により分かりやすく説明する目的で作成したものです。したがって、本ガイドブックで各措置を実施するに当たっての特質・留意事項を確認していただくとともに、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」についても十分理解して措置の実施をしていただきたいと思います。

なお、区域内措置の実施に当たっては、対象地の汚染状況や地質状況、土地利用状況を判断した上で、適切な工種の選択を行う必要があります。場合によっては複数の工種を選択することも考えられます。今後、技術が進歩するにつれて工種の適用範囲が拡大することもあります。したがって、措置選定の根拠等については、発注者や環境管理者の方々へ十分に説明した上で、実施する必要があります。

また、本ガイドブックで示されている措置の目的は、土壤汚染対策法の主旨である「人の健康に係る被害の防止」であり、土地取引等の目的によっては異なる措置が選択されることもあることに留意願います。

最後に、本ガイドブックは、発注者や環境管理者の方々が参考として用いることも可能になっています。発注や環境管理の立場で、実施される土壤汚染対策の特性を御理解いただければ幸いです。

本書の構成は、最初に区域内措置の位置付け及び土壤汚染対策の考え方について説明しています。以降、区域内措置の共通工事について示した後、各措置技術について解説しています。

各措置技術の解説は、以下の構成になっています。

最初の 1 ページにイラスト入りで措置の全体概要を解説しています。また、以降のページで 1. 措置技術の説明、2. 要求品質、3. 汚染拡散防止及び周辺環境管理について土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3 版）の内容を基に記載しています。次に 4. 想定されるトラブルの例として注意事項を解説しています。この「想定されるトラブルの例」については、本ガイドブック独自の記載です。最後に各措置技術を実施するに当たって留意すべき事項をチェックリストとして例示しています。チェックリストについては、各現場により条件が異なることから、実際の使用に当たっては、措置実施者が適切なものを作成するようにしてください。

## 《地下水の摂取等によるリスクに係る措置》

### 地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定（土壌汚染の管理）

#### 適用対象物質と措置の完了後の区域

※○全ての物質に適用、△一部の物質に適用、×適用できない、-対象外

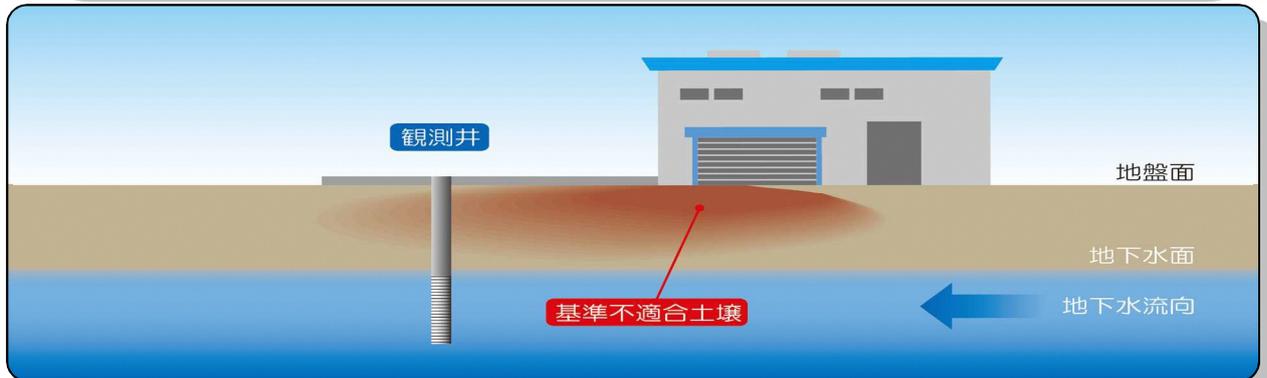
第一種特定有害物質	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質	措置の完了後
○	○	○	形質変更時要届出区域

#### 措置技術の概要

土壌溶出量基準に適合しない土壌が存在はするが、それに起因する地下水汚染が生じていないことが確認されている場合に、地下水の水質を測定（モニタリング）し、地下水汚染が生じていないことを確認し続けることによって汚染の拡散を防止する措置です。

本措置では、土壌溶出量基準に適合しない地点の周辺でかつ地下水汚染の発生を的確に把握できると考えられる場所で、地下水の水質の測定用の井戸を設置し、1年目に4回以上、2年目～10年目までは1年に1回以上、11年目以降は2年に1回以上、当該特定有害物質の地下水の水質を測定し、都道府県知事等へ報告します。

なお、この測定を5年以上継続して実施しており、かつ直近の2年間に於いて年4回以上実施しており、今後、地下水基準に適合しないおそれがないことが確認できた場合は、措置の完了を報告することができます。



「平成21年度技術委員会オンサイト措置普及検討事業報告書」（一社）土壌環境センター（以下「（一社）土壌環境センター報告書」という。）の図面を加工して利用

#### 要求品質のポイント

- 地下水の水質の測定用観測井（以下「観測井」という。）は、対象とする要措置区域で最も土壌溶出量が多い地点やその地下水流向の下流側等、地下水汚染の発生をできるだけ早期に的確に把握できるような位置に設置します。
- 観測井の深度方向の構造（スクリーンの位置等）は、対象とする帯水層ごとの地下水を採取できるようにすることが必要です。
- 地下水の採取に当たっては、事前に観測井にて十分なパーージをすること、また、採取時に対象有害物質の揮発や物理・化学的変状がないように留意することが重要です。

#### 汚染拡散防止及び周辺環境管理のポイント

- 観測井設置時には、表層等の基準不適合土壌の落とし込みや、騒音・振動・異臭、掘削に伴い発生した基準不適合土壌の拡散に留意して工事を行います。

#### 措置の選定条件及び実施上の留意点

- 地下水汚染が生じていないことを確認するための措置ですので、地下水汚染の生じやすい第一種特定有害物質による汚染に適用する場合や、基準不適合土壌が地下水位よりも低い位置に存在する場合の本措置の適用には慎重な判断が必要です。

# 地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定の説明（1 / 2）

## 1. 措置技術の説明

地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定とは、土壤溶出量基準に適合しない土壤が存在するが、それに起因する地下水汚染が生じていないことが確認されている場合に、地下水の水質を測定（モニタリング）し、地下水汚染が生じていないことを確認し続けることによって汚染の拡散を防止する措置です。

この措置は、地下水汚染が生じないことを確認するものですから、措置の期限は定められませんので、要措置区域のまま実施措置の効果を維持していく必要があります。しかしながら、ある一定の条件（次節参照）を満たせば、措置の完了を報告することができ、その場合は、要措置区域が解除され、改めて形質変更時要届出区域に指定されます。

## 2. 要求品質

当該基準不適合土壤を起因とし仮に地下水汚染が生じた場合、それをいち早く、確実に把握することが、この措置を行う場合の品質管理上のポイントです。したがって、観測井の設置位置は、対象とする要措置区域で最も土壤溶出量が多い地点や、その地点から地下水の流れの下流側等に設置することが基本となります。ただし、地下水流向の下流側といっても当該地点から遠く離れた場所に設置すれば、汚染が発生した場合、その発見が遅れることになります。したがって、できるだけ当該土壤汚染の存在する箇所に近い位置に、できれば複数箇所を設置する方が望まれます。

また、地下水の流向が明確でない、あるいは季節変動が想定されるなどの場合には、土壤汚染の存在する地点の周囲3点以上の複数箇所に観測井を設置し、地下水位も同時に測定することにより地下水流向と地下水の水質の両方を常時把握しておくことが望ましいといえます。

このように観測井は、地下水汚染の発生をできるだけ早期に的確に把握できるような位置を十分に吟味した上で、決定することが重要です。

また、地下水採取の対象となる帯水層は、基準不適合土壤の存在する場所の直下で最も近い帯水層が基本となります。対象帯水層の地下水を的確に採水できるように、観測井の構造や、保守・維持管理（井戸洗浄）等に常に留意し、本措置を続ける限り、正しい水質の測定が行われるように留意する必要があります。

本措置は地下水汚染が生じていないことを確認するための措置ですので、地下水汚染の生じやすい第一種特定有害物質への適用や、基準不適合土壤が地下水位よりも低い位置に存在する場合の適用に対しては特に慎重な検討が必要です。

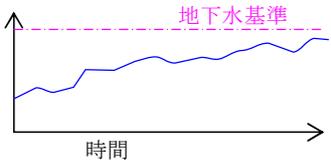
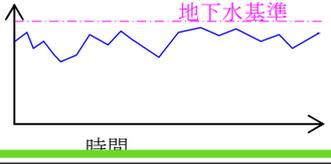
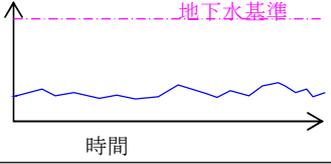
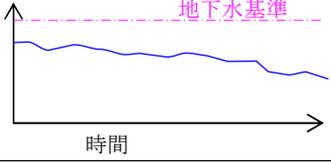
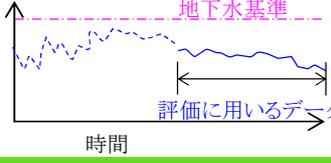
一般的に本措置は長期間にわたり実施することが多く、分解生成物を生じる特定有害物質を対象とする場合は、措置実施期間を通じ分解生成物の量を確認することが望まれます（p. 103 参照）。

本措置について措置の完了報告を提出できる条件は、以下のとおりです。

- ①区域指定の対象物質が降雨による移動性が高い物質（六価クロム、砒素、ふっ素、ほう素、シアン、水銀（アルキル水銀を含む。）、セレン、チウラム、チオベンカルブ、シマジン及び有機りん）である場合、測定期間を通じて当該区画が降雨浸透を妨げる被覆がされておらず降雨浸透がある状態であること。
- ②地下水の水質の測定を5年以上継続して実施しており、かつ、直近の2年間に於いて年4回以上であること。
- ③今後、地下水基準に適合しないおそれがないこと（次頁の確認方法を参照してください。）。

## 地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定の説明（2/2）

表 地下水基準に適合しないおそれがないことの確認方法

No.	5年以上測定を継続し、直近2年間に於いて4回以上の測定結果における地下水濃度の変化傾向	措置の完了の可否
①	 <p>地下水濃度</p> <p>時間</p> <p>地下水基準</p>	<p>上昇傾向にある</p> <p>できない</p>
②	 <p>地下水濃度</p> <p>時間</p> <p>地下水基準</p>	<p>地下水基準に近い値で変動している (①の上昇傾向及び④の低下傾向を除く)</p> <p>できない</p>
③	 <p>地下水濃度</p> <p>時間</p> <p>地下水基準</p>	<p>地下水基準を下回った変動が一定のレベルで継続している (①の上昇傾向を除く)</p> <p>できる</p>
④	 <p>地下水濃度</p> <p>時間</p> <p>地下水基準</p>	<p>低下傾向にある</p> <p>できる</p>
	 <p>地下水濃度</p> <p>時間</p> <p>地下水基準</p> <p>評価に用いるデータ</p>	<p>完了条件の評価に用いるデータが低下傾向である場合を含む</p> <p>できる</p>

※シアン、PCB、有機りん、アルキル水銀については、濃度傾向とは関係なく検出されないこと

### 3. 汚染拡散防止及び周辺環境管理

本措置を実施するに当たっては、観測井を設置する際、表層等の基準不適合土壌の落とし込みを防止するとともに騒音・振動・異臭に留意し、汚染された掘削土を適正に処理する必要があります。

### 4. 想定されるトラブルの例

#### (1) 観測井の設置位置と測定時期

本措置を実施する上で起こりうる不具合は、地下水汚染の発見が遅れることであり、防ぐためには以下に留意することが必要です。

- ・ 観測井の設置位置は、最も土壌溶出量が多い地点やその下流側を基本として、基準不適合土壌のできるだけ近くとするなど、十分検討の上、決定する。
- ・ 観測井は土壌汚染箇所にもっとも近い帯水層を対象として設置する。
- ・ 測定値から地下水の状況を的確に把握するためには、2年目以降の測定は原則として1年のうちのほぼ同じ時期（例：年4回の測定結果のうち濃度の高い時期）に行う。

#### (2) 地下水基準の超過が確認された場合

測定期間中に地下水濃度が地下水基準に適合しない汚染状態であることが確認された場合は、基準不適合土壌中に含まれる特定有害物質に起因する地下水汚染が生じているおそれがあるため、速やかに都道府県知事に報告する必要があります。地下水汚染が生じていると認められた場合には、改めて汚染除去等計画の作成・提出が指示されます。

# もっとうして地域を良くしたい

地域独自の予算を活用して  
皆さんの地域への思いを  
かたちにしませんか



## 地域独自の予算の提案を受け付けています ～まずはお気軽にご相談ください～

### 提案できる団体

- 市内で活動する団体及び法人  
政治活動や宗教活動を目的とする団体等は含みません
- 地域協議会



### 補助率の上限

補助対象経費の

**10分の7** を支援します  
(金額の上限なし)

※R元～4年度に地域活動支援事業を活用してきた取組を継続する場合、経過措置として、R6年度の補助率の上限は10分の9になります

### 対象となる公益性のある取組

#### ①地域の資源を活用した取組

例えば、特産品開発、販売促進、就業促進、交流人口増など

#### ②地域の暮らしやすさにつながる取組

例えば、生活支援、郷土愛の醸成、人材育成など

※以下に該当する取組や経費は対象となりません。詳しくはお問い合わせください

- ✓新たな公の施設などのインフラ整備
- ✓単なる備品の購入など地域の活動が伴わない取組
- ✓補助対象者の運営のために充てられる経費 等

地域と市と一緒に  
企画を練り上げて  
取組を実施!

### 提案の期限

○年間を通して随時受け付けています

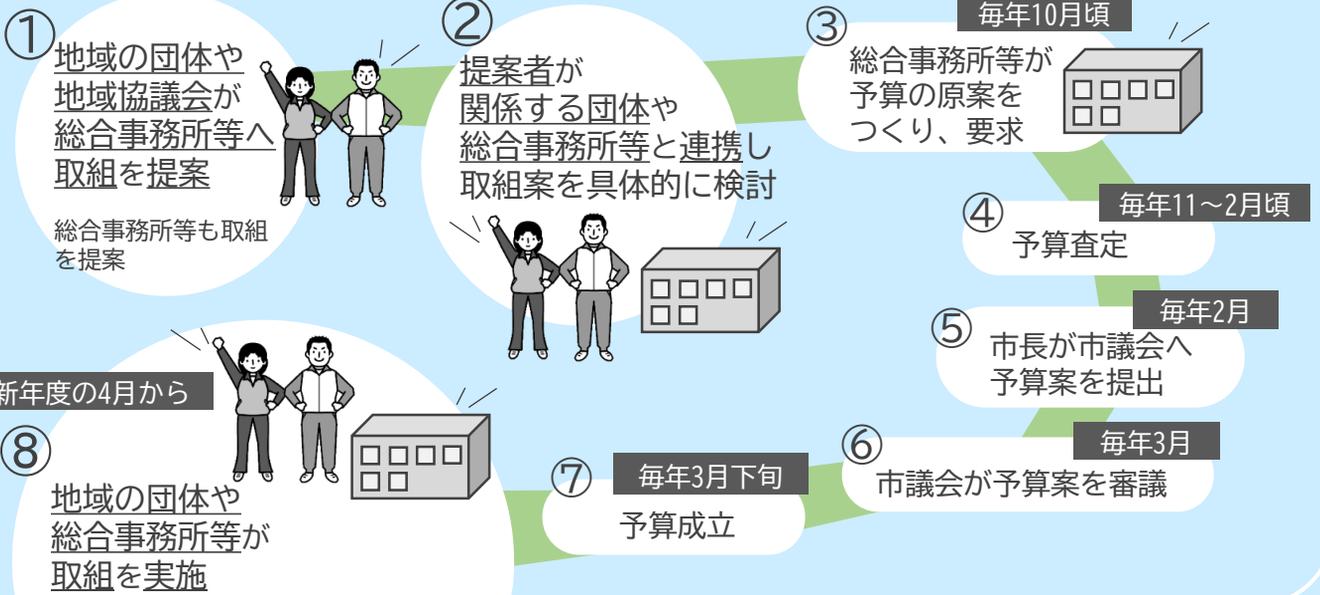
○ただし翌年度に実施したい取組は8月末までにご相談ください

※取組内容の調整が生じる場合もあるため、お早めのご相談をお願いします

### 提案の方法

取組を行いたい地域自治区の総合事務所又はまちづくりセンターに  
お問い合わせください ※電話、窓口、郵送、メールも対応しています

# 提案から実施までの流れ



## 提案・問合せ先

地域自治区	事務所	電話番号等	地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部ま づくりセ ンター	雁木通りプラザ内 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp	安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高土区	中部ま づくりセ ンター	市役所第一庁舎 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp	浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・ 桑取区	北部ま づくりセ ンター	レインボーセンター内 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp	大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
			牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
			柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
			大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
			頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
			吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
			中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
			板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
			清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
			三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
			名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp

上越市 総合政策部 地域政策課

住 所：〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電 話：025-520-5672

メー ル：chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp



HPはこちら!

令和5年5月発行

高田区地域協議会 令和 5(2023)年度の活動計画 (案)  
(7月18日の地域協議会用)

I. 令和 5 年 4~7月に終了した事項。

1. 「地域活性化の方向性」についての話し合いの継続(実施日:9/20、10/17、11/21、12/19、1/23、2/27、4/24、5/22及び6/26)。
2. 「地域活性化の方向性」の作成に向けた高田区の商店街事業者等の方々との意見交換・学習会(4/17)とこれらのまとめ(4/24)。
3. 「地域活性化の方向性」の作成に向けた高田区の若者・子育て世代の方々との意見交換・学習会(6/19)とこれらのまとめ(6/26)。
4. 令和 4 年度地域協議会の活動実績と令和 5 年度の活動計画(案)について(4/24、5/22 及び 6/26)。
5. 「地域活性化の方向性」の他区の作成手順と高田区の作成工程表案の検討(5/22)。
6. 「地域活性化の方向性」の作成に向けたグループワークの班割と進め方の検討(6/26)。

II. 令和 5 年 7月以降に予定されている活動。

1. 旧北本町ガス供給所地下水水質調査についてのガス水道局からの報告(7/18)。
2. 「地域活性化の方向性」の作成に向けたグループワーク(7/18 を含め 2~3 回)。
3. 令和 5 年度の活動計画(案)について(7/18)。

III. 次に掲げる活動については、今後、地域協議会で引き続き検討する。

1. 今後実施すべき研修、視察、現地調査などの検討(例えば、防災などについて研修会)。
2. 他の区の地域協議会との意見交換・合同研修などの必要性、形式、実施時期などの検討。
3. 高田区の市民との意見交換の必要性、形式、実施時期などの検討。

**注意:** この計画については、次の点に注意してください。

1. 斜体でアンダーラインの部分は前回の 6 月 26 日版に比べて変更があったところ  
です。
2. 活動計画(案)は、最新の情報をもとに、協議会の会長・副会長が作成し、協議会に提出しています。委員の意見と協議会における話し合いに基づき、毎月更新します。
3. 活動のうち、既に終了したものと予定日が決まっているものは、月日を示しています。また、会長・副会長が、市の活動の中で高田区の市民の生活に大きな影響を与える可能性があると考えている事項は、予定日を示さずに掲げました。
4. 上記の計画(案)についての質問・意見は、7月21日(金)までに南部まちづくりセンター(上越市本町 3-2-26: 雁木通りプラザ内、電話:522-8831/Fax:522-8832、Mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp)まで、文書でお寄せください。